



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

上場会社名           メック株式会社  
代表者                代表取締役社長 前田 和夫  
                         (コード番号 4971)  
問合せ先責任者    I R 室 長           坂本 佳宏  
                         (TEL 06-6414-3451)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日に開催予定の当社第 46 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮し、今後の会社の中長期的な企業価値の向上のため、社内外を問わず広く優れた人材を獲得することが可能となるべく、定款第 28 条および第 38 条の一部を変更するものであります。

なお、定款第 28 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
( <u>社外</u> 取締役の責任限定契約) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任限定契約) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役( <u>業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。</u> )との間で、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 19 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 19 日 (金曜日)

以 上